

# 下請法・消費税転嫁対策特別措置法遵守を通じた “攻め”の法務戦略

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日時▶ 2019年 3月 26日(火) 14:00~17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町5丁目)

《ご参加頂きたい方》

法務部門、監査部門、購買部門など関連部門のご担当者

講師 岩田合同法律事務所 パートナー弁護士 永口 学 氏

平成16年東京大学法学部卒業、平成19年弁護士登録。独禁法違反事件への対応(震災復興談合に対する公取委による犯則調査等)、課徴金減免申請(リネエンソー)等につき多数の実績を有するとともに、下請法違反被疑事件や消費税転嫁対策特別措置法違反被疑事件への対応を多く手がけている。また、公取委における審判請求事件における被審人代理人を務める等、優越的地位の濫用等を理由とする公取委対応に関しても多くの経験を有する。企業の危機管理対応にも相当数の実績を有し、社外調査委員及び事務局、社内調査委員、コンプライアンス委員会事務局等を歴任。著作「下請法における自発的申出の積極的活用を通じた戦略的法務(前編・後編)」Business Law Journal 2017年4月号及び同2017年5月号、「独占禁止法審査手続対応マニュアル見直しのポイント」Business Law Journal 2018年3月号ほか。独禁法や下請法に関するセミナーやコンプライアンスに関するセミナー講師の経験も豊富。

《申込方法》 当会ホームページ(https://www.bri.or.jp)からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名( 税込・資料代含む ) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用状況(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 34,560円(本体価格 32,000円) 一般 37,800円(本体価格 35,000円)

182128-0303 下請法・消費税転嫁対策特別措置法遵守を通じた“攻め”の法務戦略			
ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属 役 職		
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認くださいませ。(TOP)→[公開セミナー]→[よくあるご質問]

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail:tamiaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル 2F

## ・プログラム・

### 1 下請法・消費税転嫁対策特別措置法の概要と公取委による運用状況

#### 2 下請法が適用される要件とその効果

(1) 下請法が適用される要件

- 1) 親事業者・下請事業者とは
- 2) 製造委託・修理委託・情報成果物作成委託・役務提供委託とは

(2) 下請法が適用された場合の効果取引の場面ごとにおける留意点

- 1) 時系列に沿った4つの義務と11の禁止行為の整理
- 2) 交渉段階
- 3) 発注段階
- 4) 納品段階
- 5) 支払段階
- 6) その他

### 3 消費税転嫁対策特別措置法が適用される要件とその効果

#### (転嫁拒否行為について)

(1) 特定事業者・特定供給事業者とは

(2) 特定事業者の遵守事項

- 1) 減額・買いたたき
- 2) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請
- 3) 本体価格での交渉の拒否
- 4) 報復行為

(3) 下請法との相違点

### 4 公取委ほかによる監視体制

- (1) 調査
- (2) 指導
- (3) 措置請求
- (4) 勧告

### 5 一歩先の攻めの法務を目指して

- (1) 自発的申出とは
- (2) 違反行為の芽を摘むための社内体制構築のヒント

### 6 質疑応答・ディスカッション

## ■開催にあたって■

【講師より】

近年、公正取引委員会(以下「公取委」という。)が下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)の運用に力を入れていることは数字上も明らかである。例えば、平成30年度は上半期だけで5000件を超える公取委による指導が実施されており、平成30年度全体を通せば過去最高の数字になることが予想される(現時点での最高件数は平成29年度の6752件)。下請法違反の行為がいかに無自覚に行われているかの証左といえるであろう。加えて、10月からは消費税の税率が10%に引き上げられることが予定されており、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。)の運用も強化されることが予想される。現に、消費税転嫁対策に向け、公取委の来年度の予算の増額及び人員の増員が認められている。

このような下請法、消費税転嫁対策特別措置法の積極的運用とその強化が予想される中で、それを座して待つのではなく、公取委等の調査が入る前に自ら違反行為の芽を摘み、是正を図る体制を普段から整えておくことこそが、企業の本来あるべき姿ではないかと。

そこで、本講演では、かかる本来あるべき姿を目指すための進め方を示したいと考えている。

具体的には、公取委等の調査対応の経験や下請法・独禁法セミナー等で寄せられた現場の声を踏まえた、運用実務に沿った下請法及び消費税転嫁対策特別措置法の解説し、まずは両法の全体像及び相違点を把握していただくことを目指す。

そして、そこから一歩進め、受け身の法務からの脱却を目指し、下請法及び消費税転嫁対策特別措置法違反行為を認識した場合の対処方法やかかる違反行為の芽を摘むために整えておくべき社内体制構築のヒントなどもご提供し、攻めの法務を実現する方策をご提案したい。さらに、参加者の皆様とのディスカッションなども行い、多方面から両法をたらえ直す機会をご提供したい。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで  
2種類のセミナーをご案内しております。